

制度の名称	災害弔慰金・災害障害見舞金													
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された災害で、お亡くなりになられた方へは災害弔慰金を支給します。また、災害による負傷・疾病で著しい障がいが生じた方には災害障害見舞金を支給します。 ●支給額については以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th></th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死亡</td> <td>主生計者</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重傷者</td> <td>主生計者</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分		支給額	死亡	主生計者	500万円	その他	250万円	重傷者	主生計者	250万円	その他	125万円
被害区分		支給額												
死亡	主生計者	500万円												
	その他	250万円												
重傷者	主生計者	250万円												
	その他	125万円												
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害弔慰金・・・災害により死亡した方のご遺族です。 ●災害障害見舞金・・・災害により重い障害を受けた方です。 <p>なお、障害の内容等、詳細は下記お問い合わせ先までご相談ください。</p>													
お問い合わせ先	健康福祉部福祉課地域福祉担当（953-2211）													

制度の名称	被災者生活再建支援制度																														
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された災害で、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の世帯主に対して支援金を支給します。 ●支給額については下記の二つの支援金の合計額となります。 <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯種別</th> <th>住宅の被害の程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">複数世帯</td> <td>全壊等</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">単身世帯</td> <td>全壊等</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯種別</th> <th>住宅の再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅除く）</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身世帯</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸（公営住宅除く）</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●支援金の用途は限定されません。 ●詳細な内容につきましては、内閣府の防災情報ページ（下記URL）をご参照ください。 http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatusaiken/shiensya.html 	世帯種別	住宅の被害の程度	支給額	複数世帯	全壊等	100万円	大規模半壊	50万円	単身世帯	全壊等	75万円	大規模半壊	37万5千円	世帯種別	住宅の再建方法	支給額	複数世帯	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸（公営住宅除く）	50万円	単身世帯	建設・購入	150万円	補修	75万円	賃貸（公営住宅除く）	37万5千円
世帯種別	住宅の被害の程度	支給額																													
複数世帯	全壊等	100万円																													
	大規模半壊	50万円																													
単身世帯	全壊等	75万円																													
	大規模半壊	37万5千円																													
世帯種別	住宅の再建方法	支給額																													
複数世帯	建設・購入	200万円																													
	補修	100万円																													
	賃貸（公営住宅除く）	50万円																													
単身世帯	建設・購入	150万円																													
	補修	75万円																													
	賃貸（公営住宅除く）	37万5千円																													
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が自然災害（地震、液状化等の地盤被害等）により全壊等又は大規模半壊した世帯が対象です。 ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 																														
お問い合わせ先	健康福祉部福祉課地域福祉担当（953-2211）																														

制度の名称	福岡県災害見舞金																							
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●県内において、災害救助法が適用された市町村がある場合に、その災害により被災された方に対して、福岡県災害見舞金を支給します。 ●支給額については以下のとおりです。 <p>①人的被害に対して支給するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡または行方不明</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>4～10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※重傷者は負傷の程度により支給額が変わります。 なお災害弔慰金および災害障害見舞金を受給する場合は支給されません。</p> <p>②住宅被害に対して支給するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯種別</th> <th>被害区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯</td> <td>全壊</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単身世帯</td> <td>全壊</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	支給額	死亡または行方不明	20万円	重傷者	4～10万円	世帯種別	被害区分	支給額	複数世帯	全壊	10万円	半壊	5万円	床上浸水	3万円	単身世帯	全壊	5万円	半壊	2万5千円	床上浸水	1万5千円
被害区分	支給額																							
死亡または行方不明	20万円																							
重傷者	4～10万円																							
世帯種別	被害区分	支給額																						
複数世帯	全壊	10万円																						
	半壊	5万円																						
	床上浸水	3万円																						
単身世帯	全壊	5万円																						
	半壊	2万5千円																						
	床上浸水	1万5千円																						
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●対象となる災害の被災者 ●死者または行方不明者への見舞金等についてはそのご遺族申請受付等、詳細は下記お問い合わせ先までご相談ください。 																							
お問い合わせ先	健康福祉部福祉課地域福祉担当（953-2211）																							

制度の名称	那珂川市災害見舞金															
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市内で発生した災害において、災害救助法の適用に至らない程度の災害により被災された方に対して、那珂川市災害見舞金を支給します。 ●支給額については以下のとおりです。 <p>①人的被害に対して支給するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>4～10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※重傷者は被害の程度により支給額が変わります。 なお、災害弔慰金および災害障害見舞金、福岡県災害見舞金を受給する場合は支給されません。</p> <p>②住宅被害に対して支給するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1世帯</td> <td>全壊・流失</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	支給額	死亡	10万円	重傷者	4～10万円	被害区分	支給額	1世帯	全壊・流失	4万円	半壊	2万円	床上浸水	1万円
被害区分	支給額															
死亡	10万円															
重傷者	4～10万円															
被害区分	支給額															
1世帯	全壊・流失	4万円														
	半壊	2万円														
	床上浸水	1万円														
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●対象となる災害の被災者 ●死者への見舞金等についてはそのご遺族申請受付等、詳細は下記お問い合わせ先までご相談ください。 															
お問い合わせ先	健康福祉部福祉課地域福祉担当（953-2211）															

制度の名称	教科書等の無償給与(災害救助法)
制度の内容	●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受けて学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校等小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒含む）が対象です。
お問い合わせ先	教育部学校教育課学校教育担当（953-2211） ※那珂川市立の小中学校の児童・生徒以外の場合は各学校へご確認ください。

制度の名称	小・中学校の就学援助措置
制度の内容	●被災により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。 なお、避難されている方もこの制度をご利用いただけます。
お問い合わせ先	教育部学校教育課学校教育担当（953-2211） ※那珂川市立の小中学校の児童・生徒以外の場合は各学校へご確認ください。

制度の名称	災害援護資金(貸付制度)																														
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 ●貸付限度額等については以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害あり</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>家財の1/3以上の損害あり</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全壊(下記滅失・流出は除く)</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>住居の全体の滅失・流出</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年1.5%(据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内(特別の場合5年)</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内(据置期間を含む)</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合		当該負傷のみ	150万円	家財の1/3以上の損害あり	250万円	住居の半壊	270万円	住居の全壊	350万円	②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合		家財の1/3以上の損害あり	150万円	住居の半壊	170万円	住居の全壊(下記滅失・流出は除く)	250万円	住居の全体の滅失・流出	350万円	貸付利率	年1.5%(据置期間中は無利子)		据置期間	3年以内(特別の場合5年)		償還期間	10年以内(据置期間を含む)	
貸付限度額	①世帯主に1カ月以上の負傷がある場合																														
	当該負傷のみ		150万円																												
	家財の1/3以上の損害あり		250万円																												
	住居の半壊		270万円																												
	住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1カ月以上の負傷がない場合																														
	家財の1/3以上の損害あり		150万円																												
	住居の半壊		170万円																												
	住居の全壊(下記滅失・流出は除く)		250万円																												
	住居の全体の滅失・流出	350万円																													
貸付利率	年1.5%(据置期間中は無利子)																														
据置期間	3年以内(特別の場合5年)																														
償還期間	10年以内(据置期間を含む)																														
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1.世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上 2.家財の1/3以上の損害 3.住居の半壊又は全壊・流出 ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 																														
お問い合わせ先	健康福祉部福祉課地域福祉担当(953-2211)																														

制度の名称	生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得者世帯、障がい者や高齢者がいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付けるものです。 ●生活福祉資金には、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用である、「緊急小口資金」や災害を受けたことにより臨時に必要な費用である、「福祉費(災害援護資金)」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は以下のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ①緊急小口資金 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後12月以内</td> </tr> </table> ②福祉費(災害援護資金) <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円(目安)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%(※)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内(目安)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大措置などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には様々な種類があります。詳しくは、(社)福岡県社会福祉協議会もしくは那珂川市社会福祉協議会へお問い合わせください。 	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付の日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%(※)	据置期間	貸付の日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付の日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円(目安)																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%(※)																
据置期間	貸付の日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)																
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。 																
お問い合わせ先	福岡県社会福祉協議会(584-3377) 那珂川市社会福祉協議会(952-4565)																

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払い猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	※申請受付等、詳細は下記お問い合わせ先までご相談ください。
お問い合わせ先	筑紫福祉保健環境事務所（513-5626）

制度の名称	年金担保貸付、労災年金担保貸付						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。 ●貸付限度額等については以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍 ・各支払期の返済額の15倍以内 （原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>保健・医療や住宅改修資金など</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●金利など詳細な内容につきましては、独立行政法人福祉医療機構ホームページ（下記URL）をご参照ください。 http://www.wam.go.jp/hp/cat/nenkinrousaikasituke/ 	貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍 ・各支払期の返済額の15倍以内 （原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）	対象経費	保健・医療や住宅改修資金など	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の0.8倍 ・各支払期の返済額の15倍以内 （原則2年半で返済できる額） ・200万円以内（一部の用途は80万円以内）						
対象経費	保健・医療や住宅改修資金など						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者						
お問い合わせ先	独立行政法人福祉医療機構（03-3438-0224）						

制度の名称	恩給担保貸付											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">貸付限度額</td> <td>恩給</td> <td>250万円以内、ただし、恩給の年額の3年分以内</td> </tr> <tr> <td>共済年金</td> <td>250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="2">住宅などの資金や事業資金等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td colspan="2">恩給等の証書を預けることが必要</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●金利などの内容につきましては、詳細は下記お問い合わせ先までご相談ください。 	貸付限度額	恩給	250万円以内、ただし、恩給の年額の3年分以内	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）	対象経費	住宅などの資金や事業資金等		保証人等	恩給等の証書を預けることが必要	
貸付限度額	恩給		250万円以内、ただし、恩給の年額の3年分以内									
	共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の1.8年分以内（生活費は100万円以内）										
対象経費	住宅などの資金や事業資金等											
保証人等	恩給等の証書を預けることが必要											
活用できる方	●恩給等の受給者											
お問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫 福岡支店（411-9111）											

制度の名称	国の教育ローン						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等については以下のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒一人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●金利など詳細な内容につきましては、下記までご確認ください。 	貸付限度額	学生・生徒一人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要
貸付限度額	学生・生徒一人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	(公財)教育資金融資保証基金または連帯保証人(学生生徒の4親等以内の親族(学生・生徒の配偶者は除く)に限る)が必要						
活用できる方	●世帯の年収(所得)に関する上限額の設定(所得制限)あり						
お問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター(0570-008-656)						

制度の名称	緊急採用奨学金
制度の内容	●災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)の学生・生徒
お問い合わせ先	在籍する各学校の奨学金担当窓口

制度の名称	各種証明書の交付手数料の免除
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、その後の手続き等を使用する、住民票の写しなどの各種証明書の交付手数料を免除します。 ※り災後、り災証明書発行に必要な証明書を、り災証明書の発行前に、証明書の交付を有料で受けた場合は、り災証明書と領収書の持参で、手数料を返金します。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方でり災証明書の発行を受けた方
お問い合わせ先	市民生活部市民課市民・戸籍担当（953-2211）

制度の名称	個人住民税の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受けた方については、被害の程度や災害による損失額に応じて個人住民税の全部又は一部を減免することができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害により死亡した方 ●災害により障がい者となった方 ●災害により住宅又は家財に損害を受けた方 ※対象となるには条件があります。 ●災害により事業に著しい損失を受けた方 ※対象となるには条件があります。
お問い合わせ先	市民生活部税務課市民税担当（953-2211）

制度の名称	固定資産税の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受けた方については、所有する土地・家屋及び償却資産の被害の程度に応じて固定資産税の全部又は一部を減免することができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害により所有する土地・家屋及び償却資産に損害を受けた方 ※対象となるには条件があります。
お問い合わせ先	市民生活部税務課固定資産税担当（953-2211）

制度の名称	市税の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、市民税や固定資産税などの納期限の延長や分割納付ができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方
お問い合わせ先	市民生活部収納課収納担当（953-2211）

制度の名称	国・県税の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、国税や県税などの納期限の延長や分割納付ができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方
お問い合わせ先	国税：福岡国税局猶予相談センター（0120-782-538） 県税：筑紫県税事務所収税第一課（513-5578）

制度の名称	国民健康保険税の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、国民健康保険税の納期限の延長や分割納付ができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方
お問い合わせ先	市民生活部収納課収納担当（953-2211）

制度の名称	医療保険の窓口負担の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、健康保険を利用して医療機関等の窓口を受診し、医療の給付を受けた場合、その一部負担金を減免される場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方
お問い合わせ先	市民生活部市民課国保年金担当（国民健康保険）（953-2211） 市民生活部市民課医療担当（後期高齢者医療）（953-2211） ※上記の被保険者以外は、各保険者へお問い合わせください。

制度の名称	後期高齢者医療保険料の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、後期高齢者医療保険料の納期限の延長や分割納付ができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方
お問い合わせ先	市民生活部市民課医療担当（953-2211）

制度の名称	介護保険料の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合、その損害(保険金又は損害補償金等により補填された金額を除く。)が住宅、家財又はその他の財産の3割以上で、前年の総所得金額が600万円以下である場合は、介護保険料の減免を受けることができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した第1号被保険者
お問い合わせ先	健康福祉部高齢者支援課介護保険担当（953-2211）

制度の名称	保育所等保育料の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合で、扶養義務者において費用の負担が特に困難と認められるときは、民生委員・児童委員等の意見を聴き、那珂川市保育所等の保育料徴収規則第3条及び第4条の規定により算出した保育料の全部又は一部を減免することができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害により資産に著しい損害を受けたため、保育料の全部又は一部の支払が困難であると認められる方
お問い合わせ先	

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を設けます。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ先	健康福祉部こども応援課こども応援担当（953-2211）

制度の名称	下水道使用料の特別措置
制度の内容	●被災後に、り災証明書の発行を受け、その災害により納付ができないと市長が認めた場合その期間に使用した水量分に相当する使用料金を申請により減免できる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●災害により納付ができないと認められる方
お問い合わせ先	都市整備部下水道課業務担当（953-2211）

制度の名称	国民年金保険料の特別措置
制度の内容	●被災して大きな損害を受け、り災証明書の発行を受けた場合で、その災害により、住宅や家財に概ね1/2以上の損害を受けた場合、申請により国民年金保険料の全部または一部の免除を受けることができる場合があります。 ※詳しくは下記までお問い合わせください。
活用できる方	●住宅や家財に概ね1/2以上の損害を受けた国民年金の被保険者
お問い合わせ先	市民生活部市民課国保年金担当（953-2211）

制度の名称	老齢福祉年金・障害基礎年金受給者に係る特別措置
制度の内容	教育部学校教育課学校教育担当（953-2211） 住宅や家財に概ね1/2以上の損害を受けた場合、以下の年金・給付金の受給権（資格）者で、所得があるために年金の一部または全部の支給が停止されている場合、申請により支給停止を行わないことができる場合があります。 ①20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者 ②老齢福祉年金の受給権者 ③特別障害給付金の受給資格者 ※必要な書類等、詳細については日本年金機構へお問い合わせ下さい。
活用できる方	●住宅や家財に概ね1/2以上の損害を受けた国民年金の被保険者老齢福祉年金・障害基礎年金受給権者
お問い合わせ先	日本年金機構 南福岡年金事務所（552-6112）

制度の名称	公共料金等の特別措置
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対して、電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。 ※詳しくは各契約先までお問い合わせください。
活用できる方	●災害にて一定以上の被害が発生した世帯の方（各事業者で異なります）
お問い合わせ先	※問い合わせ先一例 九州電力福岡南営業所（0120-986-207） 西部ガスお客様サービスセンター（0570-000-312） NTT西日本（116もしくは0800-2000-116）

制度の名称	放送受信料の免除
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除される場合があります。 http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方
お問い合わせ先	日本放送協会（NHK）（0570-077-077） ※上記番号を利用できない場合（050-3786-5003）

制度の名称	被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援
制度の内容	●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、災害の影響によって、災害前の借入の返済が困難となった方は、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組みがあります。 『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』
活用できる方	●災害の影響によって、災害前の借入の返済が困難となった方
お問い合わせ先	※借入先の金融機関へお問い合わせ下さい。 借入先が銀行の場合は、下記にお問い合わせいただくこともできます。 全国銀行協会相談室（0570-017-109または03-5252-3772）

制度の名称	災害復興住宅融資(建設)																
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「り災証明書」を交付されている方が、住宅建設をする場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません※。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、部分床面積が全体の約2分1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>融資限度額(※1)</th> <th>返済期間(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">基本融資額</td> <td style="text-align: center;">建設資金</td> <td style="text-align: center;">1,680万円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地取得資金</td> <td style="text-align: center;">970万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">整地資金</td> <td style="text-align: center;">450万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例加算額</td> <td style="text-align: center;">520万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(建設資金2,200万円、土地取得資金970万円、整地資金450万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>					融資限度額(※1)	返済期間(※2)	基本融資額	建設資金	1,680万円	35年	土地取得資金	970万円	整地資金	450万円	特例加算額	520万円
		融資限度額(※1)	返済期間(※2)														
基本融資額	建設資金	1,680万円	35年														
	土地取得資金	970万円															
	整地資金	450万円															
	特例加算額	520万円															
活用できる方	●ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。																
お問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (0120-086-353)																

制度の名称	災害復興住宅融資(新築住宅購入、中古住宅購入)											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「り災証明書」を交付されている方が、新築住宅、中古住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません※。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、部分床面積が全体の約2分1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>融資限度額(※1)</th> <th>返済期間(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本融資額</td> <td style="text-align: center;">2,650万円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例加算額</td> <td style="text-align: center;">520万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額(3,170万円)又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>					融資限度額(※1)	返済期間(※2)	基本融資額	2,650万円	35年	特例加算額	520万円
		融資限度額(※1)	返済期間(※2)									
基本融資額	2,650万円	35年										
特例加算額	520万円											
活用できる方	●ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。											
お問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (0120-086-353)											

制度の名称	災害復興住宅融資(補修)									
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、市から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人金支援助機構の定め基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額(※1)</th> <th>返済期間(※2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>740万円</td> <td rowspan="3">20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2">450万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額(建物と敷地の合計額)のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額(※1)	返済期間(※2)	基本融資額	740万円	20年	整地資金	450万円	引方移転資金
	融資限度額(※1)	返済期間(※2)								
基本融資額	740万円	20年								
整地資金	450万円									
引方移転資金										
活用できる方	●ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を補修される方で、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。									
お問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (0120-086-353)									

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者(旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。)に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引き下げ(ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ) <ul style="list-style-type: none"> ※フラット35(買取型)の場合は0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※ (参考) 住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (0120-086-353)

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円(目安)</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内(目安)</td> </tr> </table> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大など特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは県もしくは市の社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付の日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)
貸付限度額	250万円(目安)								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付の日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内(目安)								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 								
お問い合わせ先	福岡県社会福祉協議会(584-3377) 那珂川市社会福祉協議会(952-4565)								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table> 	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%	据置期間	6か月	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.0%								
据置期間	6か月								
償還期間	7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ先	筑紫福祉保健環境事務所(513-5626)								

制度の名称	県営住宅への入居
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、県が整備する県営住宅に入居することができます。 ●家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 <p>※ 公営住宅に入居できる世帯の資格要件などについてはお問い合わせください。</p>
お問い合わせ先	福岡県庁建築都市部県営住宅課(651-1111)

制度の名称	市営住宅への入居
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、市が整備する公営住宅に入居することができます。 ●市営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅が滅失し、現に住宅に困窮していることが明らかな方 <p>※住宅は空室がある場合に限り提供することができます。 詳しくはお問い合わせください。</p>
お問い合わせ先	市民生活部人権政策課人権同和政策・男女共同参画担当（953-2211）

制度の名称	障害物の除去(災害救助法)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又その周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当りの平均が13万7,900円以内（令和元年11月基準）です。ただし、この費用の額以内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 ●雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされる場合にも対象となります。 <p>※災害救助法が適用された場合に限られます。</p>
お問い合わせ先	福岡県（651-1111） 那珂川市災害対策本部（953-2211）

制度の名称	住宅の応急修理(災害救助法)
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅が半壊（半焼）若しくは、これに準ずる程度の損壊（「準半壊」損害割合が10%以上20%未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者等に委託して実施します。 ●修理限度額は令和元年10月基準において1世帯あたり、 <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内 ② 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方 ② 応急仮設住宅に入居していない方
お問い合わせ先	福岡県（651-1111） 那珂川市災害対策本部（953-2211）

制度の名称	生活福祉金制度による貸付(福祉費(住宅補修費))				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害からまもるために工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置(旧擁壁の除去を含みます。)の工事のための費用を融資します。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ(http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	貸付限度額	1,190万円	償還期間	20年以内
貸付限度額	1,190万円				
償還期間	20年以内				
活用できる方	●住宅造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ先	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター (0120-086-353)				

制度の名称	住宅改修工事費補助金										
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●個人住宅または併用住宅の自己の居住の用に供する部分について改修費の一部を補助する制度です。 ●10万円以上(税抜)の改修工事が対象で、補助額は工事費の1/10かつ上限10万円。 ●対象となる工事内容は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリアフリー改修工事</td> <td>手すりの設置、段差解消、滑り止め工事等</td> </tr> <tr> <td>省エネ化改修工事</td> <td>壁・床・天井への断熱材設置、太陽光発電設置工事等</td> </tr> <tr> <td>防犯・防災対策工事</td> <td>防犯ガラス・扉の設置、住宅用火災報知器設置工事等</td> </tr> <tr> <td>耐久性能改修工事</td> <td>屋根・外壁の塗装、壁・床・天井・水回りの改修工事等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事着工前に、必ず補助金交付申請を行う必要があります。</p>	工事内容	具体例	バリアフリー改修工事	手すりの設置、段差解消、滑り止め工事等	省エネ化改修工事	壁・床・天井への断熱材設置、太陽光発電設置工事等	防犯・防災対策工事	防犯ガラス・扉の設置、住宅用火災報知器設置工事等	耐久性能改修工事	屋根・外壁の塗装、壁・床・天井・水回りの改修工事等
工事内容	具体例										
バリアフリー改修工事	手すりの設置、段差解消、滑り止め工事等										
省エネ化改修工事	壁・床・天井への断熱材設置、太陽光発電設置工事等										
防犯・防災対策工事	防犯ガラス・扉の設置、住宅用火災報知器設置工事等										
耐久性能改修工事	屋根・外壁の塗装、壁・床・天井・水回りの改修工事等										
活用できる方	以下の要件を全て満たす方が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ●那珂川市内の施工業者によって、住宅改修工事(リフォーム工事)を行うこと。 ●那珂川市民であること。 ●住宅の所有者であり、現にその住宅に居住していること。 ●世帯員全員が市税及び税外収入金の滞納がないこと。 ●過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと。 										
お問い合わせ先	都市整備部都市計画課開発・公共交通担当(953-2211)										

制度の名称	リフォーム税制
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国の控除 所得税について、工事内容に応じて20万円～60万円程度の控除を受けることができます。 ●地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合(1/3～2/3)の減額を受けることができます。 <p>※詳細については、国土交通省ホームページの「住宅のリフォームに利用可能な税制特例」(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html)又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>
活用できる方	●耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、長期優良住宅化リフォーム等を行い、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ先	筑紫税務署(所得税の控除について)(923-1400) 市民生活部税務課固定資産税担当(固定資産税について)(953-2211)

制度の名称	災害復旧貸付								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。 <p>①国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>②中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>※その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。</p>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円	償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	貸付利率	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円								
償還期間	適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※普通貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）								
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内								
貸付利率	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ先	株式会社日本政策金融公庫（0120-154-505）								

制度の名称	セーフティネット保証4号
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（1.0%以内）。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ先	福岡県信用保証協会（0120-112-249） 都市整備部産業課産業振興担当（953-2211）

制度の名称	災害関係保証
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。
活用できる方	●災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。
お問い合わせ先	福岡県信用保証協会（0120-112-249）

制度の名称	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)
制度の内容	<p>●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。</p> <p style="text-align: center;">貸付限度額 2,000万円</p> <p>※貸付金利等は別途ご確認ください。</p>
活用できる方	<p>●以下の①及び②の要件を満たす方</p> <p>①小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>②商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ先	那珂川市商工会（952-2949）